

介護保険法に規定する、介護支援専門員の登録の消除に係る
処分基準の一部改正案について（概要）

1 改正の理由

現行の処分基準では対応が困難である事案が発生してきたことから、事案の状況に応じて適切に判断できるよう、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の内容

現行の処分基準の（4）の「本人の責めに帰すべき事由」について、故意性の有無や過失の程度等を考慮した上で判断できるように改正するもの。

3 施行期日（予定）

令和8年2月頃